

宇和島市地域エネルギービジョン策定業務仕様書

1. 委託業務名

宇和島市地域エネルギービジョン策定業務

2. 業務の目的

本業務は、地域における持続可能かつ効率的なエネルギー利用を実現するため、既存の地域エネルギービジョンを現状の課題や将来の展望を踏まえて改定することを目的とする。

地域特性やエネルギーの現状を把握し、地域特性や資源ポテンシャルを最大限に活用した再生可能エネルギーの導入促進、エネルギー効率の向上、脱炭素化の実現によるエネルギー構造の高度化を推進するため、地域住民や関係者が共通して理解・共有できる実効性のあるビジョンを構築し、持続可能な地域社会の形成を支えるエネルギー戦略の明確化を目指すものである。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

4. 業務内容

(1) 業務の方針

本業務は、「環境基本法」、政府が定める「環境基本計画」、「エネルギー基本計画」、「愛媛県環境基本条例」及び「愛媛県環境基本計画」など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して実施する。

(2) 業務の内容

本仕様書によるもののほか、別添の特記仕様書のとおりとする。

(3) その他（自由提案）

本業務をさらに効果的なものとする提案等、提案限度額の範囲内で追加提案がある場合は提案すること。

5. スケジュール（目安）

時 期	項 目
令和8年 8月	地域概況調査、環境現況調査着手
令和8年 9月	策定委員会（経過報告、意見聴取）
令和8年10月	草案の策定、策定委員会（草案の審議）
令和8年11月	策定委員会（経過報告、意見聴取）
令和8年12月	原案の策定
令和9年 1月	パブリックコメントの実施、最終案の策定、策定委員会（経過報告、意見聴取）
令和9年 2月	環境審議会（最終案の審議）、業務完了報告

6. 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託事業者は、本業の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面により提出し、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、再委託予定調書に基づき再委託をした際には、市が求める書類を提出するものとする。

(2) 機密の保持

受託事業者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 成果品の利用及び著作権

① 著作権法（昭和45年法律第48号）上の諸権利の帰属

成果品に対する著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定するこれらの権利は市に帰属する。

なお、受託事業者が作成したチラシ等のデザインに対する著作権については、原則として市に帰属しないこととするが、業務上、市が使用する必要がある場合は、受託事業者に報告の上、使用することとする。

② 目的物の改変

市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託事業者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

ただし、受託事業者が作成したチラシ等のデザインに対する著作権については対象外とする。

③ 著作権の侵害に対する保証

受託事業者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託事業者が負うものとする。

④ 知的財産権

本事業により特許権等の知的財産権が生じた場合の権利の帰属は、原則として市とする。

7. 実施上の注意

(1) 実施体制

受託事業者は、円滑な事業運営を図るために、当該事業に必要な専門性や経験を有する業務責任者を置き、業務全般にわたる技術的管理を行わせるものとする。

なお、業務責任者は同種業務の受託経験のある技術者であること。

(2) 連絡体制

市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡体制を構築すること。また、市と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じ必要な情報提供を行う等、当該業務を適正に執行すること。

(3) 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託事業者は市と綿密な連絡をし、適宜、協議・打合せを行う。協議事項については、その内容を速やかに整理・記録し、市に提出するものとする。

(4) 関係官庁及び団体等との協議

本業務を実施する上で必要と考えられる場合、受託事業者は市の了解を得た上で、関係官庁及び団体等と協議を行うものとする。協議した内容については、速やかに整理・記録し、市に提出するものとする。

(5) 資料の貸与

市が所有している資料で、業務に必要なものは受託事業者に貸与する。この場合、受託事業者は貸与された資料のリストを作成し、業務完了時点で成果品とともに返納するものとする。

(6) 提出書類

受託事業者は、業務の着手及び完了に当たって、市の指定様式により、次の契約書類を提出するものとする。

① 業務の着手時

- ア. 業務委託着手届
- イ. バーチャート工程表
- ウ. 管理技術者、照査技術者について（通知）
- エ. 担当技術者について（届出）

② 業務の完了時

- ア. 業務委託完了報告書

(7) 受託事業者の責務

受託事業者は、業務の目的を十分に理解して最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書で定められていない内容であっても、市と協議の上、誠意を持って対応しなければならない。

(8) 疑義

業務内容に疑義が生じた場合は、受託事業者は速やかに市と協議し、その指示を受けるものとする。

8. 成果品等の提出

受託事業者は、業務完了時には以下の成果品等を提出し、市の完成検査を受けるものとする。

なお、提出時はもとより、提出後においても受託事業者の責めに伴う瑕疵があった場合、受託事業者は速やかに成果品等の修正を行わなければならない。

(1) 成果品等

- ① 宇和島市地域エネルギービジョン策定委員会
議事録、策定委員会開催経過報告書、電子データ (PDF)
- ② ビジョン (本編) : 20 部 (予定)、電子データ (PDF)
- ③ 同上 (概要版) : 20 部 (予定)、電子データ (PDF)
- ④ 市ホームページへ掲載用の概要データ
- ⑤ ①及び②のデータが保存されたメディア 一式 (DVD-R 等) 2 部

(2) 納品期限

令和9年2月26日 (金)

(3) 納品場所

宇和島市 生活環境課

9. 委託料の支払い

業務完了後の精算払いとする。

10. 委託料の返還等

本事業以外の用途に使用する等、虚偽その他不正な手段等により委託料を受けた事業者に対しては、委託料の全部または一部を返還させる。

また、委託料により発生した収入があるときは、返還を求めることができるものとする。

11. 注意事項

- (1) 本仕様書は、計画策定に係る業務全般に適用するものとする。
また、本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細について、市と受託事業者との協議により決定すること。
- (2) 本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」により実施するものであり、エネルギーの構造高度化・転換理解促進事業補助金交付要綱を踏まえた内容とすること。

12. その他

受託事業者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

また、本仕様書に定めのない項目に関しては、宇和島市契約規則 (平成17年8月1日規則第56号) の例によるものとする。

特記仕様書

1. 業務内容

主として、アンケート等の実施や文献の収集・整理及び国・県・市の実施した既存の調査結果等に基づいた業務とする。(新ビジョンの策定にあたり、より効果的な成果を得るための調査等の実施に関する新たな提案は、これを妨げない。

(1) 国、県、市のエネルギー政策の動向整理

エネルギーに関する国や県の政策・取組・技術に関する動向、市の関連計画等を整理する。

(2) 地域の現状、地域課題の把握課題

市の自然的特徴(土地利用、植生、気象等)、社会的特徴(人口、経済、土地概況、災害履歴等)を調査し、地域課題を整理する。

(3) 地域の再エネポテンシャル及び取組状況調査

市内の再エネポテンシャルを調査・整理するとともに、再エネ導入状況とこれまでの取組を整理する。

(4) 地域のエネルギー需要の現状及び将来推計

市内の産業別エネルギー消費量を調査・整理し、2050年までの産業別エネルギー消費量の推計を行う。

(5) 地域の温室効果ガス排出の現状及び将来推計

①市域の温室効果ガス排出量の現況を把握し、排出の発生源・特徴について整理する。

②人口や経済等の活動量の変化を見込んだ温室効果ガスの将来推計を行う。

(6) 温室効果ガス削減目標・シナリオ検討

①温室効果ガス排出量の目標策定のため、技術・施策・事業・行動変容などを整理したシナリオを検討する。

②検討したシナリオ別に温室効果ガスの将来排出量を推計し、2030年、2050年の排出削減量の目標を設定する。

(7) 再生可能エネルギーの導入による経済波及効果、雇用創出効果の取りまとめ

再生可能エネルギーの導入による経済波及効果と雇用創出効果(以下「経済効果等」という。)について、現状、今後の見通し及び拡大に係る課題を調査、分析する。

また、更なる経済効果等の拡大を図るうえで必要な施策について検討し、新ビジョンにおける関連施策として取りまとめを行うとともに、発電事業による経済効果等を、産業関連表の本表、雇用表を用いて試算する。

(8) 目標実現に向けた取組事項、ロードマップ策定

- ① 目標の実現に向けて市域で考えられる取組を検討し、目的、主体、期間等を明確化し整理する。
- ② 目標の実現に向けた道筋を示すため、技術開発や制度の最新動向、市域の社会的・自然的制約を踏まえ、いつまでにどの取組を行うかについてロードマップを作成する。

2. 市民、事業者等の意識調査

(1) アンケート調査

計画の策定に当たって、市民及び事業者等の意識を反映させ、市民参加に資するため、意識調査（アンケート調査）を実施する。

調査票の配布先は本市と協議の上で選定するものとし、調査票の配布及び回収については、本市と協議の上で適切な方法を用いるものとする。

(2) アンケート調査の対象

- ① 一般市民（1, 000通）
 - ② 事業所（食品関係100通、水産関係50通）
- ※①②は調査の案であり、必要に応じて市と協議すること

3. 委員会資料作成及び運営等

計画策定に当たって開催する委員会等の会議資料を作成する。

また、市と協議の上、委員会等の運営及び議事進行に協力するほか、出席した委員会等については、発言順に会議の内容を記録した議事録を作成するものとする。

なお、委員会等については、計画策定のために庁内策定委員会と、市の諮問機関である策定委員会の開催を予定しており、受託事業者は、策定委員会5回の出席とする。

4. パブリックコメントの実施支援

(1) パブリックコメント用資料の作成・印刷

- ① 実施時期 令和9年1月予定（素案または素案に修正を加えたもの）
- ② 実施場所 宇和島市 生活環境課、各支所
- ③ 納品方法 資料を印刷しファイルに綴じたものを納品すること。
- ④ 納品場所 宇和島市 生活環境課